

緊急通報時器物破損等承諾書

玉野市長 様

私は「玉野市緊急通報システム事業業務」において、下記の内容を理解し、承諾することを誓約します。

- 1 緊急通報装置一式を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しないこと。
- 2 機器をき損したときは、直ちにその状況を報告し、玉野市の指示に従うこと。
- 3 「緊急事態発生」と玉野市や関係機関が判断した時に内鍵等により施錠され入室できない場合は、必要な箇所を破壊し、事態に対応していただくこと。また、その修復については、相手方の責任を問わないこと。
- 4 個人情報について、事業に必要な機関へ提供すること。
- 5 次のいずれかに該当するときは、速やかに届出すること。
 - (1) 事業を利用する必要がなくなったとき。
 - (2) 申請内容に変更のあったとき。
 - (3) 電話回線の種別変更等、利用状況を変更したとき。
- 6 NTT アナログ電話回線以外の電話回線を利用した場合に発生する可能性がある以下の不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償について、玉野市及び関係機関に対し一切申し立てません。
 - (1)緊急ボタンや相談ボタンが起動しない
 - (2)保守通報（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない
 - (3)インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が入る等の電話回線による障害が生じるといった不具合により通常のサービスが提供されない場合。
- 7 緊急通報装置一式を設置する際、必要な箇所(壁や天井等)に穴があくこと。また、設置時についたビス穴や壁紙等は玉野市及び関係機関が修復しないこと。
- 8 ペンダントや本体装置は玉野市から貸し出されている物で、紛失した場合や返却できない場合はその弁済費用を支払わなければならないこと。

承諾日： 令和 年 月 日

申込者 住所：.....

氏名：.....

家屋所有者 住所：.....

氏名：.....